

# 第64号議案

令和5年2月10日  
任用給与課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和5年2月8日付4議事第410号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

## 記

議案名	
1	第29号議案 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
2	第30号議案 東京都組織条例の一部を改正する条例
意見	
異議ありません。	

# 1 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する 条例

常勤職員の給与改定に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容														
<b>報 酬 の 額</b> 別表 1 (第 2 条関係)	<p>【報酬の限度額の引上げ】</p> <p>常勤職員の給与との権衡を考慮し、報酬の限度額を引上げ (常勤職員の平均改定率 0.2%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療業務 日額：32,500円 → 32,600円 月額：656,000円 → 657,000円</li> <li>○ 研究業務・教育業務 月額：478,000円 → 479,000円</li> <li>○ 一般業務 月額：445,000円 → 446,000円</li> </ul> <p>※ 医療業務の時間額、研究業務・教育業務・一般業務の日額及び時間額の限度額は改定なし</p>														
<b>費 用 弁 償</b> 別表 3 (第 4 条関係)	<p>【報酬の額の改正】</p> <p>費用弁償の額を算出する際に適用する旅費条例における職務の級を区分している報酬の額を改正</p> <table border="1" data-bbox="534 1176 1361 1888"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費用弁償の額</th> <th colspan="2">月額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費条例の規定により、職務の級が5級である職員が受けるべき額に相当する額</td> <td>352,000円以上の者</td> <td>353,000円以上の者</td> </tr> <tr> <td>旅費条例の規定により、職務の級が4級である職員が受けるべき額に相当する額</td> <td>306,000円以上 352,000円未満の者</td> <td>307,000円以上 353,000円未満の者</td> </tr> <tr> <td>旅費条例の規定により、職務の級が3級以下である職員が受けるべき額に相当する額</td> <td>306,000円未満の者</td> <td>307,000円未満の者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 日額及び時間額については改定なし</p>	費用弁償の額	月額		改正前	改正後	旅費条例の規定により、職務の級が5級である職員が受けるべき額に相当する額	352,000円以上の者	353,000円以上の者	旅費条例の規定により、職務の級が4級である職員が受けるべき額に相当する額	306,000円以上 352,000円未満の者	307,000円以上 353,000円未満の者	旅費条例の規定により、職務の級が3級以下である職員が受けるべき額に相当する額	306,000円未満の者	307,000円未満の者
費用弁償の額	月額														
	改正前	改正後													
旅費条例の規定により、職務の級が5級である職員が受けるべき額に相当する額	352,000円以上の者	353,000円以上の者													
旅費条例の規定により、職務の級が4級である職員が受けるべき額に相当する額	306,000円以上 352,000円未満の者	307,000円以上 353,000円未満の者													
旅費条例の規定により、職務の級が3級以下である職員が受けるべき額に相当する額	306,000円未満の者	307,000円未満の者													
<b>施 行 期 日</b> 附則	令和 5 年 4 月 1 日														

## 2 東京都組織条例の一部を改正する条例

福祉局及び保健医療局の設置に係る東京都組織条例の改正に伴い、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例について所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<b>東京都職員の特殊 勤務手当に関する 条例の一部改正</b> 附則第2項	【精神神経疾患診療等業務手当（第7条第1項第2号）】 ○ 「福祉保健局に所属する職員」 → 「福祉局に所属する職員」
<b>施 行 期 日</b> 附則第1項	令和5年7月1日

4議事第410号  
令和5年2月8日

東京都人事委員会委員長  
青 山 侑 殿

東京都議会議長  
三 宅 し げ き  
( 公 印 省 略 )

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和5年第1回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第29号議案 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第30号議案 東京都組織条例の一部を改正する条例

# 条 例 改 正 案 文 一 覧

## ～ 目 次 ～

- 1 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 東京都組織条例の一部を改正する条例（3頁）

第二十九号議案

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表一中「三二、五〇〇」を「三二、六〇〇」に、「六五六、〇〇〇」を「六五七、〇〇〇」に、「四七九、〇〇〇」に、「四四五、〇〇〇」を「四四六、〇〇〇」に改める。

別表三中「三五二、〇〇〇円」を「三五三、〇〇〇円」に、「三〇六、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員の報酬の限度額等を改定する必要がある。

第三十号議案

東京都組織条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都組織条例の一部を改正する条例

東京都組織条例（昭和三十五年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「福祉保健局」を「福祉局  
保健医療局」に改める。

第二条の表中

「福祉保健局

- 一 社会福祉及び社会保障に関すること。
- 二 保健衛生に関すること。
- 三 医療に関すること。

「福祉局

一 社会福祉及び社会保障に関すること。  
保健医療局  
に改める。

- 一 保健衛生に関すること。
- 二 医療に関すること。

附 則

第三十号議案 東京都組織条例の一部を改正する条例

(施行期日)

1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。

(東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

(東京都障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正)

3 東京都障害児通所給付費等不服審査会条例（平成二十四年東京都条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

(東京都障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

4 東京都障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年東京都条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

(提案理由)

社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、東京都の福祉及び保健医療行政の推進を図るため、福祉局及び保健医療局を設置する必要がある。

# 条 例 改 正 新 旧 対 照 表

## ～ 目 次 ～

- 1 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（4頁）

改正案

第一条から第六条まで (現行のとおり)

別表一(第二条関係)

職員の種別	額の種別	
	月額(円)	時間額(円)
医療業務に従事する者	三二、六〇〇	六五七、〇〇〇
研究業務に従事する者	(現行のとおり)	四七九、〇〇〇
教育業務に従事する者	(現行のとおり)	四七九、〇〇〇
一般業務に従事する者	(現行のとおり)	四四六、〇〇〇
参与	(現行のとおり)	(現行のとおり)
専門委員	(現行のとおり)	(現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

別表二 (現行のとおり)

別表三(第四条関係)

報酬の額		費用弁償の額
月額	時間額	
月額	時間額	費用弁償の額

現行

第一条から第六条まで (略)

別表一(第二条関係)

職員の種別	額の種別	
	月額(円)	時間額(円)
医療業務に従事する者	三二、五〇〇	六五六、〇〇〇
研究業務に従事する者	(略)	四七八、〇〇〇
教育業務に従事する者	(略)	四七八、〇〇〇
一般業務に従事する者	(略)	四四五、〇〇〇
参与	(略)	(略)
専門委員	(略)	(略)

備考 (略)

別表二 (略)

別表三(第四条関係)

報酬の額		費用弁償の額
月額	時間額	
月額	時間額	費用弁償の額

備考 (現行のとおり)	り (現行のとおり)	三五三、〇〇〇 〇円以上の者	り (現行のとおり)	り (現行のとおり)
	り (現行のとおり)	三〇七、〇〇〇 〇円以上の三五	り (現行のとおり)	り (現行のとおり)
	り (現行のとおり)	三、〇〇〇〇円 未満の者	り (現行のとおり)	り (現行のとおり)
	り (現行のとおり)	三〇七、〇〇〇 〇円未満の者	り (現行のとおり)	り (現行のとおり)

備考 (略)	(略)	三五二、〇〇〇 〇円以上の者	(略)	(略)
	(略)	三〇六、〇〇〇 〇円以上の三五	(略)	(略)
	(略)	二、〇〇〇〇円 未満の者	(略)	(略)
	(略)	三〇六、〇〇〇 〇円未満の者	(略)	(略)

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第六条まで（現行のとおり） （精神神経疾患診療等業務手当）</p> <p>第七条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）。</p> <p>二 福祉局に所属する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項若しくは第四項又は第二十九条に規定する業務に従事したとき。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第八条から第四十五条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第六条まで（略） （精神神経疾患診療等業務手当）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 福祉保健局に所属する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項若しくは第四項又は第二十九条に規定する業務に従事したとき。</p> <p>2（略）</p> <p>第八条から第四十五条まで（略）</p>